神代公園事業·測量説明会 説明資料

東京都 西部公園緑地事務所

今回のご説明は「都立神代植物公園」の 未開園部分を含む、都市計画事業の説明と なります。

このため、都市計画公園の名称である 「神代公園」という呼称を用います。

1 神代公園事業について

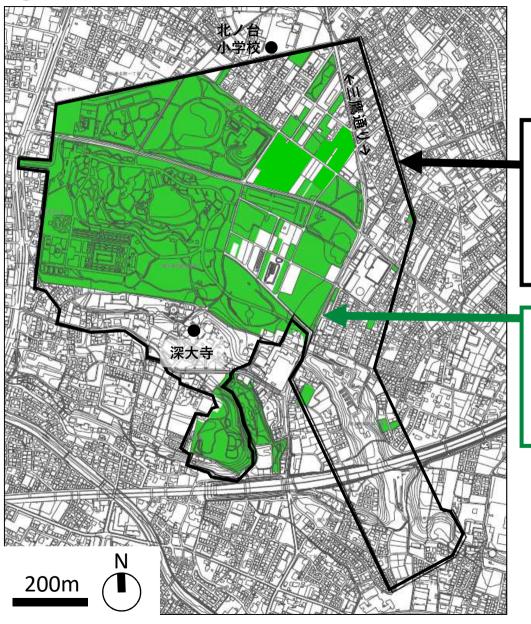
- (1)神代公園の現況
- (2) 都市計画公園・緑地の整備方針
- (3) 神代公園の優先整備区域
- (4) 神代植物公園の整備計画

(1) 神代公園の現況

① 位置図



② 神代公園 都市計画公園区域図



都市計画決定区域 面積 100.32 ha 告示日 昭和32年12月21日 ※当初の都市計画決定から変更なし

公園の開園区域 面積 50.96 ha (令和6年3月 現在)

(2) 都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の整備方針(抜粋) 令和2年7月改定 東京都都市整備局

〇経緯

都及び区市町は、都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、平成18年3月に都市計画公園・緑地の整備方針を策定し、平成23年12月及び令和2年7月に改定しました。

○整備方針の性格

都市計画公園・緑地の<u>計画的な整備促進と、整備効果の</u>早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。

〇計画期間

整備方針の計画期間は<u>令和11年度までの10年間</u>とし、この間、都市計画公園・緑地の<u>事業化</u>に計画的、集中的に取り組みます。

〇今後10年間で優先的に整備する公園・緑地

公園の機能・役割に基づく評価により、重点化を図るべき公園のひとつとして、神代公園を選定しています。



〇優先整備区域

神代公園をはじめとする優先的に整備する公園・緑地において、 整備の重要性と整備効果の高さの観点から、<u>優先整備区域</u>を 設定し、事業化に取り組みます。

■事業化とは

都市計画法に基づく事業認可を取得して、公園 事業に着手することです。

■事業認可の取得とは

国土交通大臣の都市計画事業の認可のことで、事業者である都の「公園の事業を行います。」という表明です。公園の事業は、用地を取得し、公園施設の整備を行い、誰もが利用できる公園を設けます。

■事業認可取得に伴う制限について

事業認可区域内では、土地の形質の変更(土地の造成等)や建築物の建築等(新築・増改築)に制限がかかり、土地建物等を有償で譲渡する際にも制限が発生します。

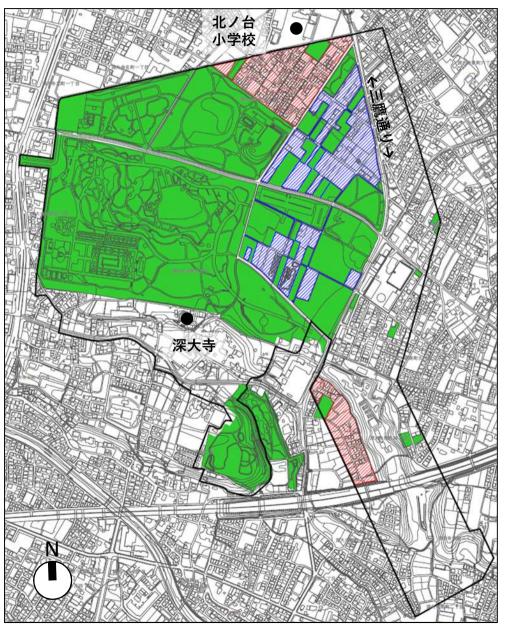
(都市計画法第65条、同法第67条)

■事業認可取得に伴う収用について

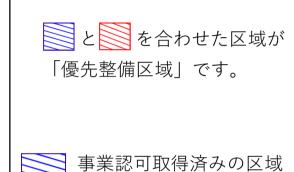
事業認可区域内の土地等については、都市計画 事業者が、土地収用法に基づく取得を行う場合も ありますが、東京都の公園の事業認可では、原則、 収用の手続を保留しています。

神代公園の新規事業認可においても、収用の手続を保留し、任意での売買契約により土地を取得していきます。

(3) 神代公園の優先整備区域

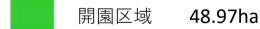


都市計画公園・緑地の整備方針 改訂時点(令和2年7月)の 優先整備区域



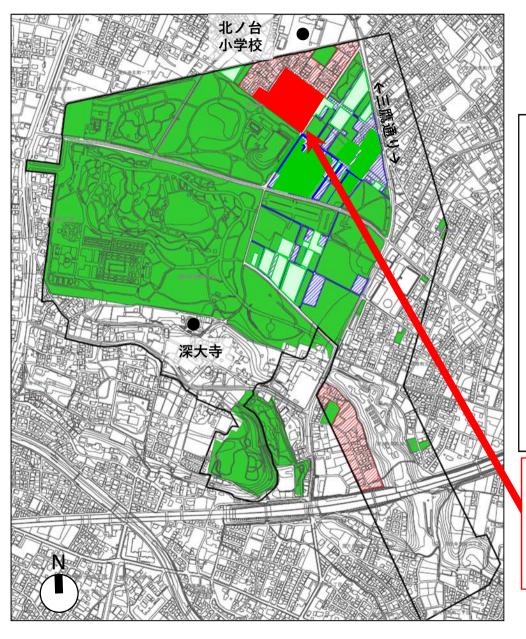
(事業促進区域)

今後、事業認可を取得する区域 5.90ha (新規事業化区域)



7.44ha

(3) 神代公園の優先整備区域



新規事業認可対象区域について (令和6年3月時点)

事業認可取得済みの区域 7.44ha (事業促進区域)



今後、事業認可を取得 する区域

5.90ha

(新規事業化区域)



開園区域 (令和6年3月時点)

50.96ha



未開園の都有地

新規事業認可対象区域 (赤色着色部)

東京都調布市深大寺北町二丁目地内

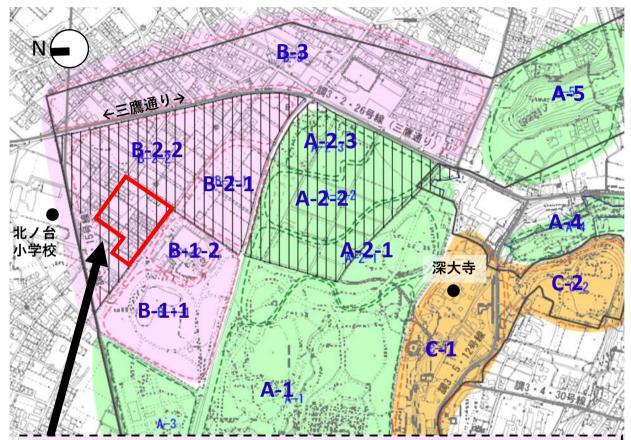
面積:約1. 7 ha

新規事業認可対象区域の拡大図



(4) 神代植物公園の整備計画

『都立神代植物公園の整備計画(改定)答申 平成26年2月東京都公園審議会』より



B:コミュニティゾーンの芝生広場エリア(B-2-2)

【大規模で開放感のある芝生広場を設置。

↓災害時には避難場所や活動の拠点としての利用を想定し、防災樹林帯、防災トイレ等の防災施設を設置。

各区域のゾーニング

A:教養ゾーン

植物及び豊かな自然環境の展示等を通じ、植物及び自然環境に 関する教養知識を深める区域

B:コミュニティゾーン

遊び・運動・野外活動など多様な機能を有するとともに、広大な緑地空間での憩いの場を創出する区域。

また、災害時には救出救助等の活動の拠点とする区域

C:風致ゾーン

深大寺を中心とする歴史的、文 化的景観を保全活用する区域

2 神代公園 測量について

(1)調布市道の位置確認

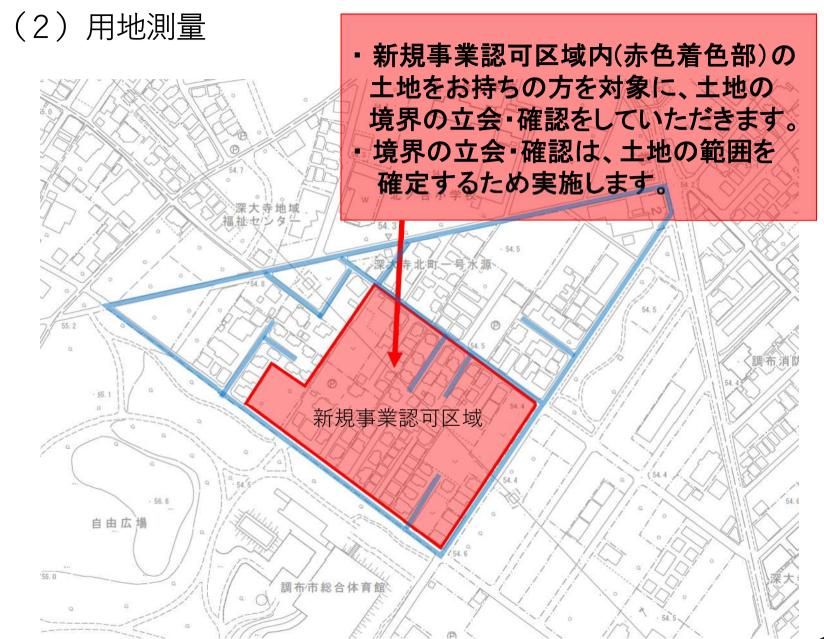
- ・調布市道の位置情報を確認するため、<u>市道上での作業</u> を行います。
- ・説明会終了後、市道沿いの方に<u>チラシにてお知らせ</u> した後に、作業を開始します。

(2) 用地測量

- ・新規事業認可対象区域において、住宅の敷地等の測量 作業を行うもので、住宅の<u>敷地内に立入って作業</u>を行い ます。
- ・土地をお持ちの方は、隣接する土地との<u>境界の立会・</u> <u>確認</u>をしていただきます。
- ・用地測量は、今和6年夏頃から作業を開始する予定です。
- ・詳細は決まりましたらお知らせします。

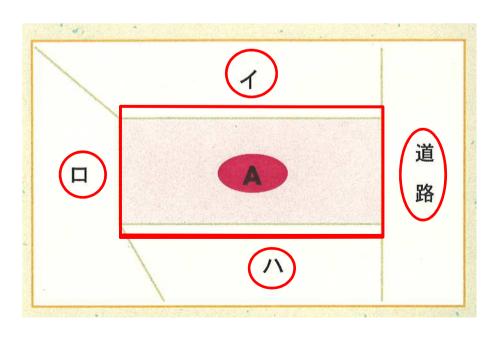
(1)調布市道の位置確認





■土地をお持ちの方は、隣接する土地との境界 の立会・確認をしていただきます。各境界の確定後に測量を行い、面積を算出します。

例) Aさんの土地を用地測量する場合



- ①まず、右側の道路の区域を確定します。
- ②次に、イ、ロ、ハの土地 をお持ちの方に、境界の 立会・確認をしていただ きます。

■境界確認後の手続き

- ・法務局指定の立会証明書に署 名・捺印をお願いします。 (右記参照)
- ・代理人による代行が可能です。 (委任状が必要)

立会証明書

土地の表示

〇〇市〇〇町五丁目63

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について 異議なく確認されたものである。

隣接地番	所有権者	立会人 住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
63	東京太郎	00年00町0-0-0	本人	平成 19年	(FI)
		東京 太郎		7月 19日	
64-9 O	0000	00年00町0-0-0	本人	平成 19年	®
	0000	00 00		8月 1日	
62-2 (市道)	00市	別添境界確定間のとおり(市道第〇〇号線)		年 月 日	
無番地 東京柳		東京都〇〇建設事務所	ho smáci do ate	平成 19年	/96
(都道)	東京都	管理課 主事 〇〇 〇〇	処理担当者	7月 19日	(E)
無番地 (河川)	東京都	別添河川区域確定図のとおり(〇〇川)		年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年月日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

調查 測量者職氏名

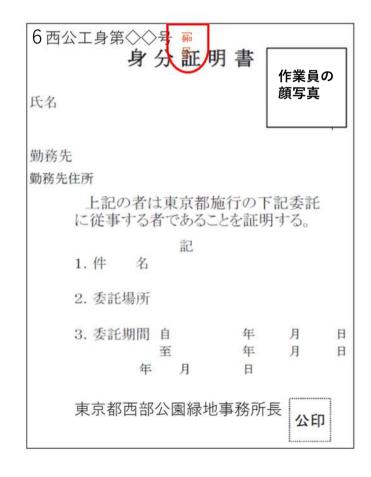
東京都〇〇建設事務所工事第〇課測量係

主事 00 00

注1 管理人、代理人が立会いした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。 2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会者の契印をする。

* 法務局指定の立会証明書

- ■調布市道の位置確認及び用地測量は、東京 都から委託を受けた測量会社が実施します。
- ■作業員は、東京都西部公園緑地事務所長発 行の身分証明書と腕章を携帯します。





腕章

作業員の身分証明書

- 3 今後の進め方(案)
- ■令和6年3月27日 事業・測量説明会
- ■令和6年4月 調布市道の位置確認開始
 - *調布市道に接する方に、チラシにて詳細をお知らせいたします
- ■令和6年夏以降 用地測量開始
 - *詳細が決まりましたらお知らせします
- ■令和7年3月頃 事業認可告示
- ■令和7年度以降 用地説明会
 - *用地取得についての説明会です
- ■用地取得(個別に折衝・契約)
- ■公園整備工事、開園

お問合せ先

東京都西部公園緑地事務所工事課

- ・事業担当 0422-47-0192
- ・測量担当 0422-47-1204

E-mail S0200220@section.metro.tokyo.jp



本資料は、3月27日説明会以降に、 西部公園緑地事務所HPに公開します。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/seibuk/index.html

QRコードからもアクセスできます。